

広島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十年三月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人辰川会 山陽病院	福山市野上町二丁目八番二号	平成二〇年三月二八日
老人ホーム	特別養護老人ホーム みよしの	三次市南畑敷町四一九番地の一	平成二〇年三月二八日